

一時入院支援事業のご案内



在宅で療養されている“人工呼吸器を装着した方”又は“気管切開を実施した方”を介護する方が休養したいとき、病気で介護ができないときなどに、患者さんが一時的に医療機関に入院できるよう支援します。

《概要》

原則、1回当たり7日間以内、年間28日間（気管切開のみの方は14日間）の利用まで、医療機関に費用を助成します。

《対象者》

人工呼吸器を装着している方、又は気管切開を実施した方で、栃木県内に住所を有する次に該当する方

- ・ 特定医療費（指定難病）受給者
- ・ 特定疾患治療研究事業対象疾患医療受給者

《手続き》

利用申請書を患者さんの住所を管轄している県の健康福祉センター、宇都宮市の担当窓口へ提出してください。

*詳しくは、下記の問い合わせ先にご相談ください。

（入院について）

- ・ 患者さんの移送費用、差額ベッド代等は自己負担していただきます。その他、一時入院時における治療等、医療保険の自己負担があります。
- ・ 本事業が利用できる医療機関は、難病医療ネットワーク推進事業の拠点病院（※）・協力病院・在宅療養支援医療機関のうち、栃木県と契約した医療機関です。
- ・ 病院の空きベッドの状況、症状などによって、一時入院が難しい場合がありますのでご了承ください。
- ・ 通常の入院と同様、受入医療機関の医療・看護体制でのケア提供となります。ご自宅と同等の介護・療養環境を設定することは難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※拠点病院

獨協医科大学病院（地域連携・患者サポートセンター）

自治医科大学附属病院（患者サポートセンター看護支援室）

国際医療福祉大学病院（医療相談室）

（問い合わせ先）

県西健康福祉センター Tel 0289-62-6225

今市健康福祉センター Tel 0288-21-1066

県東健康福祉センター Tel 0285-82-3323

栃木健康福祉センター Tel 0282-22-4121

県南健康福祉センター Tel 0285-22-1509

矢板健康福祉センター Tel 0287-44-1297

県北健康福祉センター Tel 0287-22-2679

烏山健康福祉センター Tel 0287-82-2231

安足健康福祉センター Tel 0284-41-5895

宇都宮市保健所 Tel 028-626-1114

栃木県保健福祉部健康増進課 Tel 028-623-3086